



1. 事件の概要

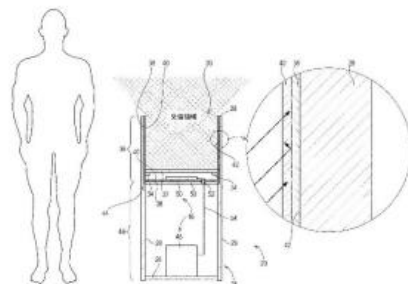
- 審決取消請求事件等(原告:株式会社アスタリスク, 参加人:株式会社NIP VS. 被告:株式会社ファーストリテイリング)
- <結論> 審決取消 [主な論点] 進歩性
- <概要> 発明の名称を「読取装置及び情報提供システム」とする特許(特許第6469758号)について, 進歩性が認められないとして一部の請求項を無効とした審決が取り消された事例。

2. 判決要旨

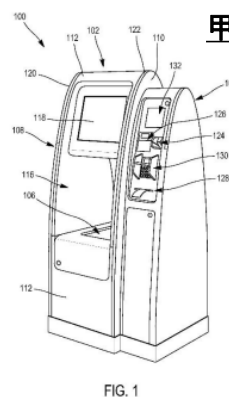
【請求項1】(訂正後。※下線部が訂正箇所。)

物品に付されたRFタグから情報を読み取る据置式の読取装置であって,
 前記RFタグと交信するための電波を放射するアンテナと,
上向きに開口した筐体内に設けられ, 前記アンテナを收容し,
 前記物品を囲み, 該物品よりも広い開口が上向きに形成されたシールド部と,
 を備え,
 前記筐体および前記シールド部が上向きに開口した状態で,
 前記RFタグから情報を読み取ることを特徴とする読取装置。

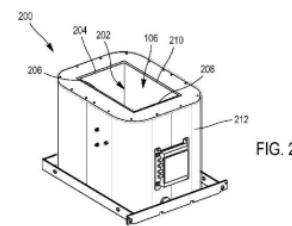
【図3】



本件発明1



甲1発明1



甲1発明2

FIG. 2

1. 本件発明1と甲1発明1について

- 相違点1(1-1)は, …本件発明1は, 筐体及びシールド部が上向きに開口されている状態でRFタグから情報を読み取るのに対し, 甲1発明1は, 前向きに開口した状態で, 「データをRFIDタグから読み取る」点である。
- 甲1には, 上記の「前向きに開口された状態」を「上向きに開口された状態」とする動機付けとなるような事項は, 記載も示唆もされていない。

2. 本件発明1と甲1発明2について

- 本件発明1は「据置式の「読取装置」」であるのに対して, 甲1発明2は「読取り／書込みモジュール」である点(※甲1発明1の装置に組み込んで使用するもの)。
- 「囲い」が, 本件発明1は「筐体」であるのに対して, 甲1発明2は「4つの垂直側壁204~210および載置キャビティ202を取り囲む外壁212」である点。
- 「読取り／書込みモジュール200」だけで電波の漏えい又は干渉を防止することは想定されていないものと認められるところ, 外部への電波の漏えい又は干渉を防止する機能は, 本件発明と対比されるべき「読取装置」には欠かせないものであるから, 甲1発明の「読取り／書込みモジュール200」が単体で, 本件発明と対比されるべき「読取装置」であると認めることはできない。…本件審決のように甲1発明2を認定して, これを本件発明と対比することはできない。

3. コメント

構造が単純な発明ほど, 引用文献に記載された物の構成・材質・機能等を適切に把握し, 引用発明をしっかりと認定することが重要であると再認識させられる事例。